

11章 防災教育のすすめ

荒生 公雄

はしがき

筆者が「防災教育」に強い関心を抱くようになったのは、昭和57年の7.23長崎大水害以降のことである。気象学の立場から長崎豪雨の雨の強さや個々の強雨域の移動などを調べているあいだに、「もっと何か被害の軽減につながるようなことができたのではないか」という気持ちが強まり、悔しい思いが少しずつ湧いてきたからである。大水害には「不意打ちを食らった」と表現できる側面が確かにあったかも知れない。しかし、そのような情緒的な表現だけで長崎大水害を総括したのでは、「最も悲惨な不意打ち」に遭遇された299名の犠牲者の霊が浮かべられない。「運が悪かった」だけではなく、行政も報道機関も一般市民も、もちろん犠牲者も油断していたのであるから、今後は同じ類の被害を発生させることのないような対策や手立てを構築しなければならない。これは特別の感じ方ではなく、犠牲者のことを思えば至極当然のことであり、災害直後の市民の共通した感覚であったと言える。筆者の心の片隅にも、「災害の教訓を守り、それを生かす使命」が生き残ったものに託されている、という気持ちがまだ残っている。

本章では、長崎大水害10周年の年にあたり、犠牲者への慰霊の気持ちを込め、あわせて災害直後から始まった長崎市の防災都市建設の一層の進展を期待しながら、防災教育について考えてみたい。

1節 災害の教訓は風化する

長崎豪雨に先立つこと25年、1957年7月25日、長崎県諫早地方は記録的な豪雨に見舞われ、諫早市だけでも539人に及ぶ犠牲者を出した。この諫早豪雨災害に関しても多くの手記が残されている。そのなかから、災害防止を真剣に考え、具体的な提言を行っている2つの手記の一部を原文のまま紹介する。

(その1) 長尾伝吉氏の手記¹⁾ (当時、諫早変電所勤務)

その他特に感じた事、また世の人々や政府の方々へお願いしたいことなども記しておきたいと思う。

- ① 非常時に備えて、懐中電灯は家族数の半分ぐらい確保して置きたい。暗夜のため自分の逃げる方向がわからなくなったと言う事も、人的被害を大きくしたように思われる。灯の光は心の光と同様、人間に安心感を与えるものである。
- ② 非常口または万一の場合逃げる方向はあらかじめ考えて置きたい。畳を揚げていたため、床板が浮び、避難するために戸外へ出るまで歩行がきわめて困難であった。
- ③ 非常時は青年団や消防団で町内を警戒していただきたい。老人・女・子供は家のことは心配しないで早めに避難し、警戒者が安心して町内の警備にあたられるようにしたい。
- ④ 町内単位にロープを用意してもらい、要所要所に綱を張っておきたい。濁流1メートル半ぐらいまでは、本流でない限り、ロープ伝いで避難できる。これは台風時にも役に立つであろう。
- ⑤ 担当官庁は台風や豪雨に対しては思い切った情報を出し、場合によっては命令式に呼びかけた方がよい。

(その2) 平石高氏の手記²⁾ (当時、長崎県災害対策本部企画部勤務)

防災の第一線にある我々は、降雨と災害に対し、抜本策の推進とは別に、直ちに取り組むべきものが足元にないだろうか。

- (1) 市町村ごとに、或はなお小域を対象として、降雨量等の気象状況と災害状況を綿密に記録する冷徹な機能の組織が必要ではないか。
- (2) 水害中心に、地勢地質調査をなし、防災計画の作戦計画図が必要ではないか。開こんは進み、道路は開け、人家は増え、市街はのびる。森林の姿は変る。堤防等は老朽化していく。作戦計画図は年々更新が必要であろう。
- (3) 気象台から発表される広域を対象とした気象情報と、水害対策の局地的機動性をつなぐ機構運営は、如何にあるべきか。局地的に時々刻々変化していく気象を迅速に把握する設備が必要ではないか。
- (4) 個々の家庭まで、むだなく危険切迫を了知させる伝達方法と伝達機関の

あり方はどんなにあるべきか。

要は、1人の犠牲者も出さない防災対策はどのような制度の上に作り上げるべきか、まずその心構えから出発する地味な防災対策の必要性を、強調するとともに、その歩み出しを一刻も早くいたしたいものと念願しているものである。

これらが、何と、諫早大水害の教訓なのである。このような記述に接したとき、筆者は衝撃に近い感銘を受けた。諫早豪雨の教訓は、そのまま長崎豪雨の教訓として通用する新鮮な響きを感じたからである。すなわち、「長崎水害で特別に付け加えるようなことはない。諫早水害で言い尽されている」と強く感じ、さらに同時に、「諫早の貴重な経験は十分には生かされず、むしろ風化していたし、長崎の新しい経験も風化するかも知れない」という不安を感じた。そうさせないためには、災害の恐ろしさを語り続け、そのなかで住民に身を守るための知識や能力を定着させる組織的な活動やシステムが必要であると思うのである。

2節 防災教育の意義

筆者ら³⁾は、次の2つの観点から、学校における防災教育には十分大きな意義があると考えた。

- (1) 自然災害を最小限に食い止めるためには、災害時の対処の仕方を子供の頃から教え、身についたものにさせる必要がある。
- (2) 自然災害の性質や実態を知っていれば、子供でも災害発生前の「異常」を発見できるから、それを大人に伝えることにより防災に貢献できる。

これに若干注釈を加えさせていただく。まず、(1)では自分の生命・身体および財産を守ることに重点を置いている。すなわち、これらを守るには防災知識が必要だということである。(2)は防災知識ではなく、防災意識あるいは社会性を重視した表現である。自分だけが助かればよいのでもなければ、自分が安全だからといって「異常」を放置してよいのでもなく、子供でも地域の人々を助けることができるのである。まして、大人ならもっと大きく貢献できる。「自分を守り、他人を助ける」ことをもって、完成された防災意識の形成と考えたのである。

実は、上で述べたような事柄は災害対策基本法⁴⁾にしっかりとうたわれており、それを参考にしたまです過ぎない。すなわち、同法第54条の第1項で、「災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない」とあり、それに続いて、第2項では「何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない」と定められている。このように、実は発見者には通報義務があると期待されているのであるが、一般の市民がこの条項を知っていて、実際に通報する事例はそれほど多いとは思われない。しかし、国民の防災意識にはこの程度の社会性があることを共通理解しておきたいものである。

これと関連することであるが、「自分の命は自分で守る」という防災上の標語がある。緊急時の心構えを端的に示すものとして、短くてわかりやすく、比較的多用されている。しかし、筆者はこの言葉をあまり好きになれない。これだけの言葉では、行政も消防防災機関も町内会も近所も見えなく、助け合いのない、孤立した家庭や個人のイメージであり、しかもエゴイスティックな響きをもつ。特に、この標語が行政の側から押しつけ気味に言い出されるときには、なんとも暗い気持ちになる。せめて「ギリギリノトキニハ」という修飾句をつけたうえで表現してほしい。

ところで、防災教育に十分な意義があっても、直ちに実施というわけには制度的にいかない。生命や財産を守る知識や技能は数えきれないほど沢山あり、それを全て学校教育に盛り込もうとすれば、教育はすぐにパンクしてしまう。それを承知のうえで、なぜ学校での防災教育の実施を持ち出すのかと言えば、しっかりした理由が2つあると考える。すなわち、

- ①自然災害は突発性や緊急性を伴い、しかも孤立的な状況で遭遇する場合も多いから、個人の状況判断や行動が生死を左右すること
- ②災害によって非常に多くの人命がこれまでに失われてきたし、今後も失われるおそれが十分にあること

である。もちろん、この2つの事柄は無関係ではなく、非常に密接に関係していて、①なるが故に②なのである。そして、予期しない状態で突然襲ってくる災害は、社会が発展し便利になるにつれて、被害が増幅される性格を持つこと

を見逃してはならない。

3 節 防災教育の担い手

上で述べた意義については理解していただけたとしても、防災教育に関する展望はあまり明るくないように見える。なぜなのだろうか。思いつくままに列挙すれば、次のような事情があげられる。

- ①話の内容が暗くて面白くない
- ②災害に出会う確率が非常に低い
- ③個人の居住環境により危険度が著しく異なる
- ④世相的に相互援助の精神が薄弱である

などである。このような弱点をもっているから、明るく楽しい防災教育の実現には非常に強い制約があるように思われる。それゆえ、極度に暗くならないような配慮を指導者はつねに心掛けなければならない。そして、大人になると、「自分の命は自分で守る」ことに徹し切ってしまう、その背後に「他人のことは知らない」という割り切りが見え隠れする。だから、相互援助の精神は子ども時に授けたい。そのような見地から、防災教育の担い手としての強い期待はまず学校に向けられる。学校ならば、助け合いの精神まで盛り込んで、防災意識を定着させることができると思うからである。そのような意味で、長崎市教育委員会が「わたしたちのくらしと水害」という社会科学習資料を刊行し³⁾、市内の小学校6年生に配布していることは特筆に値し、高く評価したい。

だからと言って、大人に期待しないでよいかと言えば、そうはいかない。大人にはもっと大きな責任がある。大人は学校ではなく、地方自治体や官公庁の教育力に委ねざるを得ない。気象庁、建設省、県庁、市役所や町役場、警察、消防などの「防災関係機関」は、防災教育に係する事業をより強力に推進すべきである。それぞれが、独自に「防災のしおり」に類するものを刊行するようになり⁶⁻¹⁴⁾、一般社会に向かってかなりの努力がなされてはいるが、必ずしも十分ではない。県庁は何をどこまでやるのか、市役所はどのような防災業務を行っているのか、集中豪雨や台風にはどのような備えが必要なのか、などの行き届いた情報を印刷物（広報の類）ばかりでなく、マスコミのさまざまなメ

ディアに乗って流されたときに、最も価値の高い社会的な防災教育になると信じる。

そして、防災機関に優るとも劣らない重要な担い手はマスコミである。現代社会においては、放送局や新聞社は社会的な情報の総合的な収集・発信センターであるから、マスコミは社会教育の突出した担い手であり、影響力が大きいだけに、期待も大きく責任も重い。災害防止の観点からみると、マスコミは重要な2つの役割を担っている。すなわち、

- (1) 日常のニュース報道や企画番組などを通して、防災知識を広め、防災意識を高める啓蒙普及機関としての役割
- (2) 警報や注意報段階で発生している緊急事態を的確に捉え、迅速に報道する緊急情報発信機関としての役割

である。もちろん、発生した災害に関する報道も大切なことであるが、一般的に捉えれば、これは第1の役割に包括できる。ところで、一般の市民はマスコミの発信した情報の洪水に、どちらかといえば、受け身的に身を委ねている。災害情報についても同様のことが言える。しかし、市民がより質の高い情報を要求しないと、マスコミのサービスも向上しない。チャンネルの違いによって防災情報はどう違うのか、あるいは新聞によってどのように違うのかを時には吟味して、こちら側からチャンネルや新聞を選んだり、あるいはその機関に注文をつけようになりたいものである。そのような行動は、報道される防災情報の質を高め、広く災害防止に貢献する。

そして、第4の担い手は、公民館や町内会などの社会教育的な機関と地域社会の団体である。上でも述べたように、「自分の命は自分で守る風潮」が極度にはびこると、地域社会のよさを崩壊させてしまうおそれがある。だから、町内会などの比較的狭い地域社会の防災知識や防災意識を高揚させる切り札は、よい意味での連帯意識である。すなわち、自分が助かるだけでなく、隣人を援助して安全を喜び合う助け合いの精神である。そのような社会をつくるためには、防災教育や連帯意識をいきなり説くのではなく、日頃の自治会活動や近所との健全な交流を一步一步積み上げてゆく必要がある。だが、残念ながら、今日の日本人は居住地域での活動や交流をあまり得意にしていないようにみえる。このように、地域の防災を考えていくと、結局、その地域に住む人間社会

の質に辿り着いてしまう。これも「町づくり」のために見逃せない重要な要素の一つである。

最後の担い手は、家庭の中の構成員である。おじいちゃん、おばあちゃんはもちろん、父親、母親そして子ども達も、みんな災害という事件の証言者もしくは伝聞報告者になれる。災害の時間間隔はかなり長いから、孫がおじいちゃんから聞いた話が将来役に立つこともある。たとえば、家族で10年ぶりに長崎大水害の思い出を語り合うことは、「災害の語り継ぎ」となり、それによって防災知識と防災意識を再確認することができる。

4節 筆者のささやかな実践例

筆者が長崎大学のなかで防災教育に取り組んできたことはそれほど多くはない。大学といえども授業時間には限りがあり、本来の授業内容を無視して大幅に逸脱することはできないし、自由裁量の時間もそれほど多くはないからである。それでも、参考までに、実践の事例を簡単に述べてさせていただく。

- (1) 卒業論文の一部として「豪雨防災教育のしおり」を作成し、そのなかで「豪雨防災教育のねらい」を示した³⁾。
- (2) 別の卒論の一部として、小学校用、中学校用、社会人用の3種類の「豪雨防災教育スライド集」を作った（音声解説テープつき）。
- (3) 教育学部の理科専攻・選修の学生に、スライドや印刷物を用いて長崎豪雨の概況と被害について解説したのち、7月23日の雨量記録表と県南部の地図を与え、雨量分布図を描かせる。また、当日21時の気象通報資料を与え、天気図を描かせ、気象状況を把握させる。これは毎年実施。
- (4) 1991年9月27日の台風19号について、学生約100名にレポート「台風9119号体験記」を書かせた。その際、視点を明確にさせるために、報告の内容を次の3項目とした。①自分の原体験、②近所の被害状況、③台風災害の教訓。

むすび

筆者の当初の関心が豪雨災害であったため、本稿では豪雨に関する防災教育に集中している。しかし、今日（1992年9月）においても、長崎県島原地方は

豪雨や台風と全く異なる性格をもった雲仙火山災害に苦しめられている。雲仙普賢岳の危険な活動は、最近の日本国内の火山活動のうちでは、活動の激烈さと継続時間の長さにおいて突出しており、しかも人口密集地域に近接している点で特筆に値する大災害である。そのうえ、長年月にわたって緊張状態を持続しなければならない極めて苦難に満ちた災害である。それでも、このように深刻な火山災害に対する防災上の心構えもまた、本質的には、ここで述べてきた防災教育の意義や実践と無関係ではない。地味で苦勞の多い努力ではあるが、多くの人々の地道な実践が災害防止につながるのだと心に刻みたい。

参 考 文 献

- 1) 諫早市：諫早大水害20周年復興記念誌，pp. 144（引用ページ56），1977.
- 2) 高橋博，木下武雄，植原茂次，藤田寿雄，小松章一，山口高志（編）：豪雨・洪水防災，白亜書房，pp. 407（引用ページ204-205），1987.
- 3) 荒生公雄，扇要子：豪雨防災教育の課題と展望，長崎県地学会誌，No. 39・40，60-63，1984.
- 4) たとえば，気象庁（監）：気象業務関係法令集，平成2年度版，日本気象協会刊，pp.160，1990.
- 5) 長崎市：わたしたちのくらしと水害，平成4年版，pp. 28，（長崎市総務部と教育委員会の共同企画編集），1992.
- 6) 諫早市：防災のしおり—みんなのまもり，pp. 19，1987.
- 7) 気象庁：台風に備えて，pp. 20，1986.
- 8) 気象庁：大雨災害を防ごう，pp. 20，1988.
- 9) 建設省長崎工事事務所：諫早大水害30周年—コサギくんが行く！，pp. 16，1987.
- 10) 建設省長崎工事事務所：洪水（諫早市教育委員会編，昭和32.7.25水害体験記の複製刊行），pp.116，1987.
- 11) 建設省河川局治水課：水防のしおり，平成元年版，pp.192，1989.
- 12) 長崎海洋気象台・長崎県：知っておきたい気象のしおり，pp.40，1992.
- 13) 長崎市：防災ガイドながさき—みんなでまもろう！わが家・わがまち，pp. 21，1992.
- 14) 福岡管区気象台：防災情報とその利用，pp. 23，1986.